

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表の一 築山県営住宅の項中

大和高田市築山

〃 大谷

を

大和高田市大谷

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。